

第 3 5 7 回東京都開発審査会 議事録			
開催日時	令和 8 年 2 月 9 日（月）午前 1 0 時 0 0 分～午後 0 時 2 0 分		
開催場所	都庁第二本庁舎 1 0 階 一般会議室 2 0 1 ・ 2 0 2		
会議に付した 案件	○ 6 東開審第 1 0 号審査請求事件（世田谷区砧） ・ 事前審理 【非公開】 ・ 口頭審理 【公開】 ・ 事後審理 【非公開】		
出席した 委員の氏名	金井 利之 日野 辰哉 松澤 龍人 芳田 新一	出席した 専門調査員 の氏名	
		出席した 幹事の氏名	

第357回東京都開発審査会

令和8年2月9日（月）
午前10時00分 開会

○（事務局） 定刻となりました。議事を進めたいと思います。

開催に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

〔 資料の確認 〕

それでは、本日の議題に入ります前に委員の出欠状況について御報告いたします。

東京都開発審査会条例第6条第1項では、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされておりますが、本日は会長及び3名の委員に御出席いただいておりますので、定足数を満たしております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○会長 皆さん、おはようございます。ただいまから第357回東京都開発審査会を開催いたします。

お手元配付の議事次第に沿って進行いたします。

審議時間については、おおむね2時間を予定しております。タイムスケジュールを配付しておりますので、御覧ください。

本日は審査請求に係る審議を行いますので、「東京都開発審査会の会議の公開等に関する取扱要綱」第2条別表2に基づき、議題1「6東開審第10号審査請求事件」の口頭審理は公開、口頭審理の事前・事後の審理は非公開で開催いたします。

それでは、議題1「6東開審第10号審査請求事件」の審理を行います。

初めに、事前審理を開始します。

議題1

【 6東開審第10号審査請求事件（世田谷区砦）に関する事前審理 】（非公開）

審査請求の概要及び口頭審理の流れについて事務局から説明を行い、当事者双方から提出された書面等に基づき審議を行った。

（関係者入室）

【 6東開審第10号審査請求事件（世田谷区砦）に関する口頭審理 】（公開）

審査請求について、都市計画法第50条第3項の規定に基づき、公開による口頭審理を行った。口頭審理には、審査請求人及び処分庁世田谷区長指定代理人が出席し、それぞれ審査請求の趣旨又は弁明の趣旨を述べたほか、行政不服審査法第31条第5項の規定により審査請求人側から処分庁への質問が行われ、最後に、開発審査会委員から当事者双方への質問

が行われた。

(関係者退室)

【 6 東開審第 10 号審査請求事件（世田谷区砦）に関する事後審理 】（非公開）

審査請求について、これまでの審理及び当日の口頭審理を踏まえ、裁決の方向性等の審議を行った。

○会長 以上で、議題 1 の審理を終わりにしたいと思いますが、よろしいですか。最後に、今回の審査会の日程について事務局から説明をお願いします。

議題 2 その他

【 次回開発審査会は、令和 8 年 3 月 23 日（月）午後 2 時開催（予定） 】

○会長 本日の議題は全て終了いたしました。これをもって、「第 357 回東京都開発審査会」を閉会したいと思います。

午後 0 時 20 分 閉会